

結婚に伴う新生活を応援します！

結婚に伴う新生活を経済的に支援し、少子化対策の強化を図るため、新婚世帯に対して、新居の住居費（住宅取得・賃貸）と引越費用の一部を補助します。

対象となる世帯

次の条件をすべて満たす世帯です。

- 夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下であること。
 - 平成30年4月1日から平成31年2月28日までに婚姻届を提出し、板柳町に住民票がある世帯
 - 夫婦の所得の合計が340万未満の世帯
 - 平成30年4月から6月に申請した場合：平成29年度の所得
 - 平成30年7月から平成31年3月に申請した場合：平成30年度の所得
- ※貸与型奨学金を返済している場合は年間返済額を所得から控除できます。
- ※婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合、離職した者については、所得なしとして夫婦の所得を算出します。
- 町税の滞納がない世帯
 - 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯（公営住宅等は対象外となります。）
 - 対象となる住居が事業主が提供する社宅、官舎、寮等ではない世帯
 - 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない世帯
 - 板柳町暴力団排除条例に規定する暴力団員がいない世帯

対象となる経費

- 新規の住宅取得経費
- 新たに板柳町内の住宅物件を賃借する際に要した費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）

※駐車場代（別に駐車場のみを借りている場合）、地代、光熱費、設備購入費は対象外

※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外

※地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象等の家賃補助部分は補助対象外

- 婚姻に伴う引越しに係る経費

引越し業者又は運送業者への支払い等の引越しに係る実費に限ります。

※不用品の処分費用、自らレンタカーを借りて引っ越した場合や友人に頼んで引っ越した場合の費用は対象外。

対象となる期間

平成30年1月1日から平成31年2月28日までの費用に限ります。

補助金の金額

補助金の金額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、一世帯あたり30万円を上限とします。

申請期間

平成30年4月1日から平成31年3月15日まで

提出書類（板柳町の公簿で確認できる場合は省略できます。）

- ・板柳町結婚新生活支援補助金交付申請書
婚姻後の戸籍謄本（又は婚姻証明書等婚姻日及び夫婦の年齢が確認できるもの）
- ・夫婦の所得証明書
- ・物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- ・物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- ・住宅手当支給証明書（住居費における賃貸借の場合）
- ・引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- ・貸与型奨学金の返済のわかる書類（貸与型奨学金を返済している場合）
- ・離職票等（結婚を機に離職した場合）

など

手続きの流れ

- ①結婚・引越〔婚姻届・転入（転居）届〕
- ②補助申請
- ③審査
- ④補助金の支払い

問い合わせ先
板柳町介護福祉課福祉係
電話0172-73-2111（内線114）